

令和7年11月26日

# 排水設備確認申請時に気を付けていただきたい 点について (排水設備確認申請の手引きから)



建設局 下水道経営部 業務課

# ○排水設備確認申請

## 1 – 1 提出書類

確認申請書に次の書類等を添付して提出してください。なお、申請にあたっては、**手引き p 1 4 別紙 1 『主な確認申請に伴う提出書類チェックリスト』**を参考にしてください。

- (1) 位置図
- (2) 排水設備等工事平面図(以下、「工事平面図」という。)
- (3) 設備の状況によって添付する書類(ポンプ施設詳細図、除害施設の水質協議書、縦断図等)
- (4) その他協議に必要な書類(現場調査状況書・地形の現況写真等)
- (5) 既設公共ますを使用する場合は、「蓋・内側・ます深さ」が確認できる写真(公共樹が規定外の深さやすり鉢状の時は申請時に写真を提出し**「公共ます受付担当」**の確認を受けてください)。【今年度から公共ます受付担当の確認は不要となりました】





**現地及び下水道台帳図等で公共ますの状況(設置の有無・位置・口径・深さ等), 排除方式, 既設排水設備の状況, 誤接続の有無等について調査を行ってください。また, 公共ますの深さ等の変更が必要な場合は, 公共ます及び取付管の設置工事の申請を行ってください。**

**【下水道台帳図の閲覧・印刷・・・下水道閲覧システム（インターネット版）をご利用ください】**

**【公共ます及び取付管の設置工事の申請窓口・・・仙台市水道サービス公社設備審査課審査係】（水道局本庁舎 1F）**

**【公共ます及び下水道本管等の相談窓口・・・建設局下水道経営部業務課排水設備係】（水道局本庁舎 1F）**



**大型建築物の新設・改造等工事，ディス  
ポーザ排水処理システム等工事，事業所等  
の事業系排水の工事，敷地面積1500m<sup>2</sup>以  
上の申請を行う場合は，申請前に次の要領  
で事前協議を行ってください。**



## 大型建築物等の事前協議【留意事項】

- ①協議は、電話等で予約のうえ、行うようご協力お願いします。
- ②協議する方は、申請予定者・建築業者・設計者・公認工事業者等の設置工事を代表する方(工事の内容を十分に把握している方)であれば、どなたでもかまいません。
- ③協議が完了すると、確認申請書及び協議図面に事前協議済印を押印し、協議者に返却いたしますので確認申請の際、提出してください。協議に必要な図書は、次のとおりです。
  - ア. 確認申請書 イ. 各階平面図 ウ. 各戸詳細図
  - エ. 排水槽詳細図 オ. ポンプ施設構造・詳細図 カ. 配管系統図
  - キ. 開発行為の竣工図 ク. 雨水流量計算（雨水排水面積が1500m<sup>2</sup>以上の場合） ケ. 公共ますの蓋・内側・ます深さに関する写真（既設公共ますを使用する場合）
  - コ. その他必要と思われる書類等



## 【留意事項】

④計画内容により協議担当部署が異なりますので、十分に注意してください。

ア. 3階建て以上の建物、もしくは桟数が多いもの（概ね100個以上）のうち、以下に該当するもの

- ・除害施設、阻集器、排水ポンプ、ディスポーザの設置があるもの
- ・ホテル、旅館、病院、クリニック、入浴施設、プール
- ・特定事業場
- ・仙台市、宮城県、大学等公共機関が発注するもの
- ・敷地面積が1,500m<sup>2</sup>以上のもの

⇒建設局下水道経営部業務課排水設備係(水道局本庁舎 1階  
TEL 022-748-0585)

イ. 上記に該当しないもの

⇒仙台市水道サービス公社設備審査課審査係(水道局本庁舎 1階  
TEL 022-304-0094)

(電話による予約受付時間：8：30～9：00, 13：00～  
13：30)



## 【留意事項】

- ⑤老人福祉施設や寮などのグリーストラップ<sup>®</sup>（G T）設置についても協議が必要です。また、コンビニエンスストアで流し台がある場合、G Tが必要となります。  
油脂分の多い業種のG Tは、一般的業種に比べ「2倍の容量」が必要となります。
- ⑥高温、食洗機排水はG Tに流入しないように計画してください。
- ⑦G Tの管理不十分による「本管つまり」が多発しています。維持管理の必要性について申請者へ説明いただきますようお願いします。
- ⑧竣工時には、厨房等に設置したグリーストラップ<sup>®</sup>が「阻集器仕様書」の機種と同一であることが確認できるよう、本体の機種プレート等が確認できる写真を提出してください。



## 水質管理の事前協議（除害施設および阻集器設置協議）

### 【留意事項】

- ①協議は、予め電話等で予約のうえ、行うようご協力お願いします。
- ②協議が完了すると、水質協議書または阻集器仕様書に事前協議済印を押印し、協議者に返却いたしますので確認申請の際、提出してください。
- ③添付書類等については、「仙台市下水道水質管理指導指針」を参照のこと。【ホームページで最新のものを入手し確認してください】
- ④事業所の区分により協議担当部署が異なりますので、十分に注意してください。  
特定事業場・・・・・建設局下水道経営部業務課水質管理センター  
(広瀬川浄化センター管理棟2階 TEL 022-226-5432)  
一般事業場・・・・・建設局下水道経営部業務課排水設備係  
(水道局本庁舎1階 TEL 022-748-0585)



## 【留意事項】

- ①申請場所が区画整理地内となっている場合等，申請場所によっては確認申請前に担当事業課等の『経由印』が必要になりますので十分注意をして申請を行ってください。
- ②開発行為により先行的に整備された検査済みの宅内排水設備については，既設の設備として扱います。
- ③開発行為工事完了検査前の宅地で排水設備の確認申請をする場合は，開発行為許可等の写しが必要となるので，事前に排水設備係に必要書類の確認をしてください。
- ④一部改造・改築工事においても，公共までまでの図面の記載が必要です。
- ⑤前面道路が市道ではない場合（私道，共有通路等），公共施設等までの雨水の排除ルートを確認してください。



## 【留意事項】

- ⑥各階平面図で排水が2階に無いときは、「2階は排水無し」と図面に明記することにより間取り図の記入が不要となります。勾配計算時におけるドロップ枠の深さ表記は、入りの深さと落差を記入してください。また、浸透枠の深さには、泥溜めの寸法も忘れずに表記してください。
- ⑦汚水貯留槽廃止調書の作成に不明な点がある場合は、業務課排水設備係に確認願います。
- ⑧給水申請を仮収受で行った場合、条件書のコピーを添付してください。また、収受番号が出たときは申請書に記載し、速やかに排水受付窓口に提出してください。
- ⑨下水道に地下水（井戸水・湧水等）を流す場合は、排水設備確認申請書に確実に明示してください。また、井戸水を使用する場合は、使用している水栓を確認し図面に『井』の表示をしてください。



## 【留意事項】

- ⑩ 構のキャップ止めがあるときは竣工時に写真を提出してください。  
特に目視で確認できなくなる部分の写真は忘れずに撮影し提出してください。
- ⑪ 美容院など洗髪機があるときは、ヘアーキャッチャーのカタログを添付し、申請前に排水設備係に確認を受けてください。
- ⑫ 既設公共ますを使用する場合は「申請時」に写真を添付してください。なお、写真は「蓋・内側・ます深さ」が確認できるものを添付してください。

## 【公共ますの設置箇所がわかる写真があるとなお良い】

- ⑬ 現地調査不足や建築業者との打合せ不足と思われる変更や検査後の竣工図の再提出が多く見受けられます。十分な現地調査・打合せをお願いします。
- ⑭ ます表の不備が多く見受けられます。ます表を作成したら十分「社内」でチェックを行い申請してください。

## 【構表のチェックをしてもらうためだけに来庁される方がいます】



## 【留意事項】

- ⑯ **浄化槽からの切換え工事は、別途「浄化槽使用廃止届」の届出が必要です。**

**届出先：建設局下水道管理部下水道調整課施設係  
(仙台市役所本庁舎5階 TEL022-214-8820)**

- ⑰ **下水道事業計画区域外での申請を行う場合は、事前に区域外流入について申請が必要です。**

**申請先：建設局下水道管理部下水道調整課管理係  
(仙台市役所本庁舎5階 TEL022-214-8814)**

- ⑱ **下水道排水設備設計指針と照らし合わせても判断できない案件については、申請及び変更申請前（施工前）に排水設備係と協議をしてください。基準外の施工を行った後に「確認書提出」に来庁する方が見受けられます。現場条件はそれぞれ異なり、場合によっては認められないものもありますので、お客様へ迷惑のかからないよう「必ず」申請や施工前に相談・協議してください。**

**【確認書ありきの方がいます】**



## 【留意事項】

### ⑯造成宅地滑動崩落防止施設の保全について

東日本大震災により地盤の滑動崩落被害を受け造成宅地滑動崩落緊急対策事業の対象となり滑動崩落防止施設工事を施工した宅地において、建築物の新築、改築、又は増築する場合は届出が必要です。排水設備の掘削工事も届出の対象となりますので注意してください。  
(相談窓口：仙台市都市整備局建築宅地部宅地保全課宅地保全係)

### ⑰ 施設暫定管理元（区画整理組合等）における申請について

区画整理事業中の箇所は、検査を受け合格した部分から段階的に供用開始（申請可能）となる場合がありますが、排水設備の接続には、区画整理組合等の許可が必要となることから、申請の前に区画整理組合等にご確認ください。



## 【留意事項】

- ②0 建築工事全体は完成していないが、公共下水道本管に排水できる状態になり使用を開始する場合は、一部竣工の手続きを行ってください。（FAXの届出でも可）また、一部竣工届を提出したものの、いつまでも竣工届を提出しない案件があります。速やかに竣工の手続きをお願いします。
- ②1 手続にあたっては、当該工事申請を請負われた公認工事業者の方で、内容を十分に把握している方が、排水設備窓口で手続きをするようお願いします。その際、社員証等を提示してください  
また、添付書類不備、記載・押印漏れ等があった場合は、当日受け付け出来ないこともありますので、十分注意をしてください。  
【工事内容が分からぬ方が来庁されることがあります】



確認申請書及びこれに添付した書類の記載事項に変更が生じた場合には、あらかじめ必要な書類を作成し、確認を受けてください。

※不慮の事態の発生による場合、基準どおりに施工出来ない恐れがある場合には、事前に協議を行うようしてください。

## 【変更届出が必要となる主な例】

- ①汚水・雨水系統などの放流先(公共ますの位置や規格の変更、雨水排水先の系統の変更)や排水経路が変更になる場合。
- ②ますの数やタイプ(普通ます、小口径ます)の全面的な変更(排水管の追加・削除、ます数の増減の合計が3箇所以上)となる場合。



## 【留意事項】

- ①申請にあたっては、当該工事申請の公認工事業者の方で、内容を十分に把握している方が、窓口で手続きをするようにお願いします。また、添付書類不備、記載・押印漏れ等があった場合は、当日受け付け出来ないこともありますので、十分注意をしてください。
- ②現地調査不足や建築業者との打合せ不足と思われる変更や検査後の竣工図の再提出が多く見受けられます。十分な現地調査・打合せをお願いします。
- ③ます表の不備が多く見受けられます。ます表を作成したら十分「社内」でチェックを行い申請してください。



確認申請の際、記載した工期内において何らかの事情により当該工事が完了しないと判断されるときは、あらかじめ排水設備係において、工期内に延期の手続きを行った後、排水設備窓口で申請してください。

## 【事務手続きの手順】

- ①公共ます窓口で確認申請書を借用してください。
- ②工期延期の理由について、排水設備係に説明してください。
- ③排水設備係では、確認申請書に工期延期 年 月 日までの印を押印し、日付を決定します。
- ④排水設備係での手続きが完了後、排水設備窓口で工期延期の申請を行ってください。

【排水設備での手続き後、窓口で手続きせず単に原本の返却をされる方がいます】

## 【留意事項】

- ①工期延期の手続きは、当該工期内において遅延なく手続きを行ってください。
- ②工期を過ぎてからの工期延期の手続きは、仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱に基づく減点の対象となります。



**排水設備等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内に「排水設備等新設等竣工届」(以下、「竣工届」という。)を提出し、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。**



### 【留意事項】

- ①手続きにあたっては、当該申請の公認工事業者の方で、内容を十分に把握している方が、窓口で手続きをするようお願いします。また、添付書類不備、記載・押印漏れ等があった場合は、当日受け付け出来ないこともありますので、十分注意をしてください。  
※竣工届を受け付けてできない場合でも公共下水道の使用開始を伴う場合は、使用開始届を提出してください。
- ②竣工排水設備等工事平面図については、必ず現地の施工完了状況（出来形）を確認して作成してください。
- ③栓のキャップ止めがあるときは写真を提出してください。



### 【留意事項】

- ④申請時にグリーストラップの事前協議を行った案件は、竣工時において、厨房等に設置したグリーストラップが「阻集器仕様書」の機種と同一であることが確認できるよう、本体の機種プレート等が確認できる写真を提出してください。
- ⑤現地調査不足や建築業者との打合せ不足と思われる変更や検査後の竣工図の再提出が多く見受けられます。十分な現地調査・打合せをお願いします。
- ⑥ます表の不備が多く見受けられます。ます表を作成したら十分「社内」でチェックを行い申請してください。



### 【留意事項】

- ⑦給排水同時検査希望時の排水設備の竣工書類提出について「検査日前日」など差し迫ってからの提出が多く、また変更箇所が多く「変更確認」の手続きが必要となる場合も多く見受けられます。  
余裕を持った提出をお願いします。（同時検査希望の際の竣工届提出は給排水同日提出が原則です。）
  
- ⑧竣工受付後に、竣工図の差替えを行う案件が見受けられます。竣工図を作成する際は、現場をよく確認し、作成ミスの無いようにお願いします。



工事の全体は完成していないが、排水設備を使用して下水道本管に排水できる状態になり使用開始する場合は、速やかに一部竣工の手続きを行ってください。



### 【事務手続きの手順】

- ①「公共下水道等使用開始届」を排水設備窓口に提出します。(FAX送信の場合は以下【留意事項】参照)

この場合「公共下水道等使用開始届」のみを受理しますので、残りの2枚(「排水設備等新設等竣工届」, 「排水設備等新設等竣工届・使用開始届」(業者控))は、竣工届出まで大切に保管しておいてください。

## 2 – 3 一部竣工による使用開始届出手続き



### 【留意事項】

- ① 使用開始の届出が遅れた場合、仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱に基づく減点の対象となりますのでご注意ください。
- ② 手手続きにあたっては、当該申請の公認工事業者の方で、内容を十分に把握している方が、排水設備窓口で手続きをするようにお願いします。

また、添付書類不備、記載・押印漏れ等があった場合は、当日受け付け出来ないこともありますので、十分注意をしてください。

- ③ 一部竣工手続きについては、ファクスでも受け付けします。  
**FAX送信先**  
**建設局下水道経営部業務課業務係 FAX番号 022-268-4318**
- ④ 記入方法については、別紙3を参照してください。
- ⑤ 工期内完了が困難な場合、「1 – 7 工期延期の手続き」をしてください。